

まちづくりの展望

第1部

1 静岡市基本構想・目指すまちの姿

静岡市は、平成15年4月に、旧静岡市と旧清水市との合併により誕生しました。

そして、指定都市への移行準備を進める中、平成16年10月に、「目指すまちの姿」として『活発に交流し価値を創り合う自立都市』を掲げる静岡市基本構想の議決を経て、指定都市移行と同時の平成17年4月に、第1次静岡市総合計画がスタートしました。その後、平成18年3月には蒲原町を、平成20年11月には由比町を、それぞれ編入し現在に至っています。

この基本構想は、指定都市への移行という大きな変化に対応するため、概ね平成27（2015）年における静岡市の目指すまちの姿を明らかにしたもので、それを実現するために市民と行政とが協働して取り組むまちづくりの基本的な大綱を示すものです。

ここに掲げる「目指すまちの姿」は、次の内容です。

静岡市基本構想 「活発に交流し価値を創り合う自立都市」

静岡市は、他の大都市とは異なるすぐれた特色があります。

それは、南アルプスから駿河湾までの広大な市域がもたらす多様で豊かな自然をはじめとする地域資源の存在と、それを活用して先人が築きあげてきた営みの集積です。また、我が国の交流拠点としての位置にあること、さらには、長い歴史と文化的蓄積やすぐれた人材の集積です。

このすぐれた基礎的条件を市民や団体が活用して、様々なチャンネルにより国内はもとより海外とも積極的に交流を行います。

一人ひとりの市民や団体、ひいてはまち全体がダイナミックに交流をくりかえすことにより、その過程から様々な新しい意義ある価値が創り出されます。

ひとつの価値は、また別の価値と触れあうことにより、次々と新しい価値が創造されていきます。それはまちのあらゆる局面ですぐれた相乗効果を及ぼし、物質的にも精神的にも活力ある豊かなまちへと発展をとげていきます。

このように、市民や団体が知恵を出し合い、交流し、主体的にまちづくりにとりくむ中で、だれもがゆとりある暮らしや価値ある人生を実感できる自立したまちが生まれます。

このようなまちこそ 「活発に交流し価値を創り合う自立都市」です。

静岡市は、これを「目指すまちの姿」とし、その実現につとめます。（基本構想・抜粋）

◆『活発交流』の方向性

- ① 富士山静岡空港の開港等の大規模社会資本の整備に合わせ、活発な交流の視野を広く世界に向けていきます。
- ② 市民の自立性や主体性の高まりにより、市民レベルにおける相互の交流を拡大していきます。
- ③ 情報通信技術の飛躍的な発展を踏まえ、国内外との大交流に必要な情報交流の基盤を確立していきます。

◆『価値創造』の方向性

- ① 本市の自然、歴史、文化などの地域資源を磨き、価値を高め、積極的に発信していきます。
- ② 社会システムや産業構造の変革を進め、時代に適合した新たな価値の創造を目指し、時代を牽引していきます。
- ③ コミュニティの再生や協働の推進により、地域力の強化を進めていきます。

◆『自立都市形成』の方向性

- ① 新たな静岡市として一層の一体化の促進を図り、都市の自主性、自立性を高めていきます。
- ② 地方分権改革を推進し、地方政府としての基盤の確立を目指していきます。
- ③ 経済活動や食料、エネルギー供給等の面からも都市としての自立性を高めていきます。

2 時代の潮流

第2次静岡市総合計画は、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とするもので、平成16年10月に議決した基本構想を踏まえ、第1次総合計画策定後の本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、本市の未来を切り拓いていこうと策定するものです。

そのためには、今日の時代の潮流を踏まえ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、本市の課題について、整理しておくことが重要です。

<8つの潮流>

- 1 人口減少社会への転換
- 2 社会の多様性への認識の高まり
- 3 地方分権改革の進展
- 4 大交流時代の到来
- 5 低炭素革命の推進
- 6 世界的経済危機からの脱出
- 7 安全・安心社会への希求
- 8 情報通信技術の飛躍的な発展

①人口減少社会への転換

【社会の動向】

戦後一貫して増加していた我が国の総人口は、平成 16 年(2004 年)の 1 億 2,778 万 7 千人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 18 年 12 月中位推計)では、平成 26 年(2014 年)の総人口は 1 億 2,586 万 2 千人になると見込まれ、さらに、平成 58 年(2046 年)には、9,938 万 2 千人と 1 億人を下回ることが予測されています。

総人口に占める高齢者の割合は、平成 17 年(2005 年)に 20.2%と初めて 20%を突破し、平成 25 年(2013 年)には 25%、平成 36 年には 30%に到達すると見込まれ、平成 17 年(2005 年)に 1.26 まで低下した合計特殊出生率(※1)は、平成 19 年(2007 年)には 1.34 と回復しましたが、依然として低い水準にあります。

【本市の課題】

本市の総人口及び生産年齢人口は、平成 2 年をピークに減少に転じ、平成 12 年には、老年人口が年少人口を上回るとともに、平成 17 年には、これまでの社会動態の減少に加え、自然動態も減少に転じました。

また、広大な中山間地域では、社会的共同生活の維持が困難な限界集落(※2)が増加しています。

本市の持続的な発展を目指していくためには、経済・社会のあらゆる面で、人口減少を前提にした社会システムへの転換が課題となります。

※1 合計特殊出生率

人口統計上の指標のひとつで、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数を示す値

※2 限界集落

過疎化の進展などにより、集落の人口の 50%が 65 歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭などの社会共同生活の維持が困難となった集落

②社会の多様性への認識の高まり

【社会の動向】

社会が成熟し価値観が多様化する中、人々が有するそれぞれの個性を認め合い、多様性を互いに尊重していこうとの認識が高まりつつあり、性別、年齢、国籍、障害の有無を越えたソーシャルインクルージョン(※1)の考え方が浸透しつつあります。

また、物の豊かさから心の豊かさを重視する人々が増加し、消費者ニーズが多様化する中、産業経済の領域においても、画一性や効率性からの転換が進んでいます。

さらに、外国人登録者数は、平成19年(2006年)に215万3千人で過去最高となり、多文化共生の在り方も課題となっています。

【本市の課題】

豊かな自然環境と多彩な産業が集積する本市においては、これらの魅力を国内外へ情報発信していくことが重要となります。

そして、全ての人々が、その人らしさを大切にして生きるチャンスを持てるよう、具体の施策の中に展開していくことが今後の課題となります。

また、本市の外国人住民も平成7年の5,788人から平成18年の8,458人へと約3,000人増加しており、本市においても、多文化共生は重要な課題のひとつとなっています。

※1 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

③地方分権改革の進展

【社会の動向】

明治以来続いてきた中央集権型システムが機能不全に陥る中、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる分権型社会の実現を目指し、地方分権改革が推進されています。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方は対等・協力の関係とされ、「平成の大合併」により基礎自治体の体制整備が進捗しています。地方公共団体には、住民への説明責任を果たしながら、市民満足度の高い行政運営を一層推進することが求められています。

また、「国のかたち」を抜本的に見直す道州制の導入についても、経済界等において議論が行われています。

【本市の課題】

本市としても、分権型社会への転換を目指し、平成17年4月には指定都市へ移行したところであり、今後も、国の地方分権改革の動向を見据え、的確な対応を図っていくことが重要な課題となります。

さらに、真の地方分権改革の実現に向けて、自らも行財政改革に取り組みながら、市民と行政との協働によるまちづくりを一層推進していくことも大きな課題となります。

④大交流時代の到来

【社会の動向】

世界経済のグローバル化や多極化が進む中で、アジアは、21世紀の世界の成長センターとして、世界経済の拡大の原動力となってきています。

日本の貿易相手地域は、平成19年(2007年)の輸出入総額で、アジアが45.8%と、EU(欧州連合)の12.8%を大きく上回っており、平成19年(2007年)の輸出入総額で、初めて、中国(17.7%)がアメリカ(16.1%)を上回るなど、日本とアジアとの結びつきは一層強固なものとなっています。

一方、訪日外国人旅行者数は、平成15年(2003年)の521万人から平成20年(2008年)の835万人へと大きく増加しています。

【本市の課題】

平成21年6月の富士山静岡空港開港により、韓国、中国などの世界と結ぶネットワークが形成されるとともに、新東名や中部横断道の建設により、国土高速幹線と連結することから、これらの大規模社会資本の活用による国内外との交流促進が大きな課題となります。

特定重要港湾(※1)である清水港は、外貿コンテナ取扱個数が全国7位(平成19年)となっていますが、横浜港や名古屋港といった大港湾との競争が激化していく状況の中で、更なる港湾機能の向上が求められています。

本市としては、大交流を推進していくための基盤整備とともに、国際交流をはじめとする様々な市民の主体的な交流活動の支援や、企業、研究機関等の幅広い分野の連携交流を促進していくことが課題となります。

※1 特定重要港湾

重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾。全国で23港が指定。

⑤低炭素革命の推進

【社会の動向】

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、平成19年(2007年)に第4次評価報告書を公表し、「世界の気候の温暖化は疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と断定しました。

世界的に地球温暖化対策に関する取組が活発に行われるなか、我が国も、地球全体の温室効果ガスを平成62年(2050年)までに半減させるというビジョンを、国際社会に提案し、すべての国が共有することを求めています。

温室効果ガスの排出を大幅に削減した低炭素社会の実現に向けては、社会構造、産業構造、ライフスタイルなどの抜本的な見直し、すなわち「低炭素革命」が必要であり、我が国は、この点でも世界をリードしていこうとしています。

【本市の課題】

本市においては、二酸化炭素排出量が全国的傾向を下回っているものの、基準年(1990年)と比較して増加していることから、指定都市として、率先して地球温暖化対策を進めていくことが必要であり、市民、事業者との協働による低炭素都市の実現が喫緊の課題となっています。

⑥世界的経済危機からの脱出

【社会の動向】

平成 20 年(2008 年)9 月のリーマンショックに端を発し、世界経済は、百年に一度と言われる「世界金融危機」と、戦後最大の「世界同時不況」に直面しています。

I M F (国際通貨基金)が、平成 21 年(2009 年)4 月に発表した「世界経済見通し」によると、平成 21 年(2009 年)の世界全体の G D P (国内総生産)成長率は、マイナス 1.3%と予測し、「世界経済が深刻な景気後退に陥っている」と明記しています。

さらに、平成 22 年(2010 年)も、世界全体で 1.9%増と小幅回復にとどまると予測しています。

日本については、6.2%減と戦後最低水準に落ち込むと予想し、平成 22 年(2010 年)には、0.5%増まで回復するとしています。依然として厳しい状態が続くことが予想されます。

【本市の課題】

本市としても、平成 20 年 12 月には「静岡市緊急経済対策本部」を設置したところであり、関係団体や関係機関と連携のもと、地域経済力強化等のために、緊急的かつ効果的な施策の推進が課題となります。

⑦安全・安心社会への希求

【社会の動向】

近年、「ゲリラ豪雨（※1）」とも呼ばれる局地的豪雨による都市型洪水が頻発し、各地で甚大な被害をもたらしています。

我が国では、新潟県中越沖地震(平成19年7月)や岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)が相次いで発生するとともに、隣国の中国では、甚大な被害をもたらした四川大地震が平成20年5月に発生しました。

また、振り込め詐欺や悪質商法などの高齢者が被害者となる事件や、食品偽装表示や中国産冷凍ギョウザ問題など、食の安全・安心に関して消費者に大きな不安を与える事件・事故が多発しています。

さらに、平成21年4月、メキシコにおいて新型インフルエンザが発生し、WHO(世界保健機関)は、同年6月に警戒レベルを世界的な流行を意味する「フェーズ6」に引き上げました。

【本市の課題】

平成21年8月には、駿河湾を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、東海地震など自然災害はいつ起きてもおかしくないとの意識が高まっているところであり、引き続き安全・安心の確保に向けた施策の推進が求められます。

また、世界的な大流行となっている新型インフルエンザ対策については、全市を挙げた対応が必要です。

※1 ゲリラ豪雨

極めて短時間に局地的な大雨をもたらす気象状況

⑧情報通信技術の飛躍的な発展

【社会の動向】

我が国では、平成 19 年末には、ブロードバンド(高速・大容量のネット接続)の契約数が 2,830 万件を超え、携帯電話の契約数も 1 億件を超えるなど、これらが社会経済活動を支える重要な社会インフラとなっています。

平成 23 年 7 月には、アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へと全面移行することとなっており、新しいサービスを楽しむことへの期待が高まっています。

平成 18 年の情報通信産業の名目国内生産額は 95.2 兆円と、全産業中最大規模を占め、日本の経済を牽引する役割を担っています。

地域の情報発信力の強化や地域の企業の労働生産性の向上、さらには、住民福祉の向上やコミュニティの再生に、ICT(情報や通信に関する技術)を活用していくことが大きな課題となっています。

【本市の課題】

本市としても、電子自治体を目指した施策の更なる推進が必要であるとともに、市域の 80%を占める中山間地域におけるデジタル・ディバイド(※1)解消が重要な課題です。

さらに、市民の ICT 知識や能力の向上、中小企業等における情報技術の導入など、ICT を活用したまちづくりが求められています。

※1 デジタル・ディバイド(情報格差)

コンピュータやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者との間に生じる待遇や収入、機会などの格差

3 発展可能性

第1次総合計画を踏まえ、今後の本市の発展を考えると、そこには大きく広がる基礎的条件があります。

この大きな発展可能性を、可能性に埋没させることなく、活用し現実のものとしていく積極的な取組、とりわけ戦略的な取組が必要となっています。

< 8つの可能性 >

- 1 日本列島の中央に位置する立地条件
- 2 世界に誇る豊かな自然環境
- 3 長い歴史とそれらに培われた文化
- 4 多様で多彩な産業の集積
- 5 成長著しいアジア諸国との連携の深まり
- 6 世界への扉を開く富士山静岡空港の開港
- 7 清水港の機能向上
- 8 国土高速交通ネットワークとの連携

1 日本列島の中央に位置する立地条件

本市は、我が国の中央部に位置し、東海道6宿(蒲原・由比・興津・江尻・駿府・鞠子)を市域に包含するなど、古くからヒト・モノ・カネ・情報が行き交う、東西交通の要地として発展してきました。

現在も、人口や産業・経済が集中する首都圏と関西圏の中間に位置し、東海道新幹線や東名高速道路などの日本の大動脈が通う交通の要衝の地として、恵まれた立地条件を有しています。

2 世界に誇る豊かな自然環境

本市は、3,000メートルを超える高峰が連なる南アルプスから、日本最深の駿河湾に至る多彩で多様な自然環境を有しています。

源流から河口までが市域内に完結している一級河川・安倍川は、「平成の名水百選」に選定されるなど日本有数の清流を保っています。

また、羽衣伝説の舞台でもある白砂青松の三保の松原や、富士山や南アルプス、駿河湾等を望む日本平など、美しい自然景観の宝庫でもあります。

さらに、冬でも温暖な気象条件は、快適な生活環境の基盤となっています。

3 長い歴史とそれらに培われた文化

本市の歴史は古く、奈良時代には駿河国の国府が置かれ、以来今日に至るまで、地域の中心都市としての役割を担ってきました。

室町時代から戦国時代にかけては、今川氏の城下町として今川文化が開花し、江戸幕府を開いた徳川家康が駿府城に居住し大御所政治を開始すると、事実上の首都機能を担いました。

弥生時代の暮らしを今に伝える登呂遺跡や、今川・徳川ゆかりの史跡と、それらに培われた文化は、本市が有する貴重な地域資源です。

4 多様で多彩な産業の集積

豊かな自然環境や、長い歴史と伝統を有する本市では、第1次から第3次までに至る多様で多彩な地域産業が展開しています。

第1次産業では、恵まれた自然条件を活かし、茶、みかん、いちご、バラ、わさび、しょうが等が特産品として生産され、マグロを主力とした遠洋漁業のほか、駿河湾の特産物であるシラスとサクラエビ漁を中心とした沿岸漁業が盛んです。

第2次産業では、駿河湾岸沿いに立地した金属、機械、造船、木材、食料品などの製造業とともに、家具、プラスチックモデル、サンダル、仏壇・仏具、製材、雛具・雛人形は全国的地位を築き上げています。

さらに、150万人を超える静岡商圏の中心都市である本市においては、商業・サービス業などの第3次産業の集積が著しく、これらの分厚い集積を活かした産業の活性化が期待されます。

5 成長著しいアジア諸国との連携の深まり

本市の製造・加工業では、従来から、中国、韓国、台湾等アジア諸国への海外進出が進んでいます。

また、市内の大学における外国人留学生は約 350 人（平成 20 年 5 月現在）であり、その大多数が中国をはじめとするアジア諸国からの来静で、今後、留学生の地元企業への就職等が期待されているところです。

さらに、平成 17 年には、ベトナムのフエ市と友好都市提携を結ぶとともに、富士山静岡空港の開港に合わせ、静岡県、浜松市と連携し韓国の「2009 仁川世界都市祝典」に参加し、広く世界に向けて情報発信を行ったところです。

今後、本市においては、産業経済分野をはじめ環境、文化、教育等あらゆる分野において、アジア諸国との連携が重要となります。

6 世界への扉を開く富士山静岡空港の開港

平成 21 年 6 月、世界への扉を開く富士山静岡空港が開港しました。

国際線としては、ソウル線や上海線が就航するとともに、国内においても、札幌、小松、熊本、鹿児島などの各都市と直接結ばれることから、富士山静岡空港の活用により、国内外との交流・連携の拡大が大いに期待されています。

さらに、県では、富士山静岡空港を、使いやすく利便性の高い空港とするため、より多くの路線・便数の確保を進めていくこととしています。

7 清水港の機能向上

清水港は特定重要港湾であり、中核国際港湾にも指定されているなど、日本の国際貿易の重要な拠点として大きな役割を担っています。

そして、平成 21 年 1 月には、清水港の港湾機能の更なる向上を図るため、新たに新興津地区国際海上コンテナターミナル第 2 バースの整備事業が着工されたところであり、地域経済の活性化を目指して、早期の完成が大いに期待されます。

また、清水港は、富士山や三保の松原に囲まれ美しい景観を有することから、これらの魅力の活用も重要となります。

8 国土高速交通ネットワークとの連携

現在、本市及び本市の周辺地域において、新東名や中部横断道の建設といった、国土高速交通ネットワークの充実・強化に向けた重要な事業が進められています。

新東名高速道路は、現在の東名高速道路を補完し、日本の大動脈としての機能を確保していくために極めて重要な道路であり、また、中部横断自動車道は、本市と山梨県、長野県を繋ぎ南北軸を形成する重要な道路となります。

本市としては、これらの大規模社会資本の整備に合わせて、アクセス道路の整備や拠点整備を進めることにより、その効果を最大限に発揮していくことが求められます。

4 第1次総合計画の総括

第1次総合計画では、指定都市としての行政運営や都市機能の基盤を確立するとともに、「目指すまちの姿」を実現するために必要な新「静岡市」としての一体化を推進してきました。

(1) 指定都市としての基盤づくり

本市は、平成17年4月に、全国14番目の指定都市に移行しました。

指定都市は、我が国における現行の都市制度の中で、最大の権能を有する大都市制度であり、地方分権型社会への転換が進むなか、本市の特色を活かした自主的、自立的な都市づくりの推進を目指して、移行を実現したものです。

指定都市には、大都市にふさわしい行政運営を推進していくため、行政組織や事務権限などに特例が認められていますが、第1次総合計画では、それらを活かし、指定都市としての基盤を確立しました。

① 区制の確立

指定都市への移行に伴い、葵区、駿河区、清水区の3つの行政区を設置し、それぞれに区役所、支所等を整備し、市民に身近な行政サービスをきめ細かく提供していくとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進してきました。

<主な事業の例>

- ・駿河区役所新設、葵区役所・清水区役所の整備
- ・長田支所、蒲原支所の設置
- ・区民懇話会の設置
- ・区の魅力づくり事業の実施
- ・パスポート（旅券）窓口の開設

② 移譲事務の着実な実行

指定都市移行に伴い、1,400を超える事務が県から移譲され、高次の自治能力を持つ完結型の大都市としてその体制を整えるとともに、効果的、効率的な運営を推進してきました。

<主な事業の例>

- ・国・県道の整備、管理
国道150号(清水バイパスの完成、静岡バイパスの着手)、国道362号、山脇大谷線、清水富士宮線、日の出町押切線大坪アンダーパス整備等
- ・児童相談所、一時保護所、障害者更生相談所の整備、運営
- ・県管理河川の一部移譲(大門川、小豆川、大正寺沢川、浜川)

- ・ N P O 法人の認証等

③ まちの顔づくり

指定都市にふさわしいにぎわいと風格ある「まちの顔」づくりに向けて、各都市核における高次高品質な都市機能の整備を推進してきました。

<主な事業の例>

- ・ J R 静岡駅周辺 北口駅前広場整備事業、
市街地再開発事業（紺屋町）
- ・ J R 清水駅周辺 イベント広場、多目的広場整備事業、
清水駅西駐輪場整備事業、
土地区画整理事業（駅東、駅西）
- ・ J R 東静岡駅周辺 土地区画整理事業

④ 高次・高質な行政運営

指定都市への移行により、国の各省庁と直接協議を行うようになるなど、市職員においても、地方分権をリードする先駆的な大都市行政を担っていかうという気概を持って、政策本位の行政運営を行う意識が醸成されました。

また、指定都市市長会や各部局の大都市会議への参加等により、他の指定都市との緊密な連携のもと、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ってきました。

(2) 新「静岡市」としての一体化の推進

本市は、駿府城を中心に商業・業務都市として発展してきた旧静岡市と、清水港を拠点に国際港湾都市として発展してきた旧清水市が合併し、平成 15 年 4 月に、新たな静岡市として誕生しました。

このように、新「静岡市」は、商業・業務都市としての中枢管理機能と国際港湾都市としての国際物流機能を併せ持つこととなり、その拠点性や大都市性が認められ、平成 17 年 4 月に指定都市に移行しました。

そして、平成 18 年 3 月には蒲原町を、平成 20 年 11 月には由比町を、それぞれ編入し現在に至っています。

平成 24 年には、新「静岡市」発足 10 周年を迎えることとなりますが、更なる一体化の推進が期待されています。

① 市民レベルでの一体感の醸成

本市では、自治基本条例、市民参画の推進に関する条例、市民活動の促進に関する条例の制定により、市民の市政への積極的な参加や行政との協働が図られてきました。

また、自治会・町内会、消防団、社会福祉協議会、観光協会、体育協会などの組織、団体の統合や、静岡まつり、清水みなとまつりなどの各種イベントへの相互参加により、市民レベルでの新「静岡市」としての一体化が広がってきました。

② 均衡ある発展に向けた施策の展開

第 1 次総合計画では、新「静岡市」としての一体化を推進していくため、市域全体の均衡ある発展を目指した施策を重点的に展開し、懸案事項の解決を図りました。

ア ごみ処理問題の解決

ごみ処理問題は、基礎自治体の重要な責務の一つであり、旧清水市においては、年間約 70,000 トンの排出がありましたが、施設の老朽化等により、合併前はその処理が清水工場で賄い切れず、旧静岡市がその一部を処理していました。

新静岡市においては、西ヶ谷清掃工場を再整備し、清水地区のごみ処理を沼上清掃工場で処理することにより、この課題に対応しました。

イ 生活用水問題の解決

興津川の表流水を水源としていた旧清水市では、過去 2 回、昭和 6 0 年、平成 8 年の異常渇水を経験し、1 日当たり最大 10,000 トンを富士川より東駿河湾工業用水の施設を利用し受水した経緯があります。

安倍川の伏流水を水源とする静岡地区から水運用を行うことで安定供給が図られます。（南部ルート完成、北部ルート整備中。）

ウ 住民、子どもの安全・安心の確保

東海地震の発生が危惧されるなか、子どもたちの安全を守り、発生後は地域の避難所となる小中学校の耐震化は喫緊の課題でした。

合併時には、清水地区においては小中学校の耐震化率が校舎約65%、体育館35%と低く、静岡地区の耐震化率、校舎約95%、体育館約75%との格差が生じていましたが、清水地区の小中学校の耐震化を集中的に進めることで、この格差の解消を図りました。

また、平成15年、平成16年と2年連続の集中豪雨によって、市内では大きな浸水被害が発生した事を契機に、浸水対策を計画的かつ重点的に推進するための「静岡市浸水対策推進プラン」を策定し、河川、下水道の排水施設の増強や、雨水流出抑制対策として公共施設での雨水貯留施設の設置を推進してきました。

エ 子育て世帯への支援

歯止めがかからない少子化に対応するため、安心して子どもを産み育てるための支援策として、子ども医療費助成の拡充、放課後児童クラブの設置、保育園の定員数の拡大などを積極的に推進してきました。

5 第2次総合計画へ向けて

第2次総合計画は、第1次総合計画における「指定都市としての基盤づくり」や「新「静岡市」としての一体化の推進」の成果を引き継ぐとともに、社会の大きな潮流とこれに対応したまちづくり、さらに本市の発展可能性を踏まえ、今後5年間のまちづくりで、総合的かつ横断的に取り組む柱を整理し、更なるまちの発展を目指していきます。

①高度な政策推進への挑戦

指定都市としての基盤が確立する中、自立した主体的市民の協働により、世界や日本が抱えている課題に、率先して立ち向かっていきます。

②静岡都市圏全体の発展への貢献

地方分権改革に積極的に対応するとともに、静岡都市圏の中心都市として、都市圏全体の発展と構成市町との連携・協力に、積極的に取り組んでいきます。

③全市的な総合力の発揮

新たな静岡市としての一体化が推進される中、オール静岡で地域資源を磨き上げ、シティプロモーションに取り組むとともに、地域産業の高付加価値化を推進していきます。

④協働の力にあふれたまちの創造

NPO(※1)やコミュニティ活動の活性化等により、地域経営の担い手としての「新たな公」の拡大や活動環境の向上を図り、協働の力にあふれたまちの創造を目指します。

⑤都市機能の高度化の推進

大規模社会資本の整備が進められる中、都市機能の一層の高度化を図り、高品質でフットワークのよい都市を目指していきます。

⑥市民の安全・安心の確保

東海地震や風水害はもとより、消費生活問題や防犯、新型感染症への対応を進めるとともに、格差社会対策を展開し、市民の安全・安心を確保していきます。

※1 NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

第2部

第2次総合計画で目指す「まちづくり」 「世界に輝く『静岡』の創造」

第1部でみてきたように、市民の日常生活や経済活動は、グローバルゼーションの進展や、運輸・情報通信技術の爆発的な発展を背景に拡大し、国や県の枠組みを超えて、直接、世界と緊密につながる事となりました。

ヒト・モノ・カネ・情報等が地球規模で行き来する大交流時代が到来するなか、静岡市がどのように存在感を発揮していくかが、第2次総合計画において重要な課題となります。

そこで、第2次総合計画においては、「世界に輝く『静岡』の創造」をテーマとし、各分野別計画を、戦略的観点から、総合的かつ横断的に推進していくため、「3つの戦略」を掲げ、これに即して9つの重点プロジェクトを展開していくこととしました。

3つの戦略は、「活発交流の範囲の拡大」、「価値創造の水準の向上」、「自立都市の基盤の確立」について、「世界」をキーワードとして、重点的に取り組むことにより、これらが相互に影響を及ぼし、作用しあいながら「世界に輝く『静岡』の創造」を実現していこうとするものです。

輝く『人財(ひと)』がいる。
そこに、輝く『価値(かち)』が生まれ、
輝く『地域(まち)』が創られる。
そして『静岡』が世界に輝く…

★活発交流の範囲の拡大

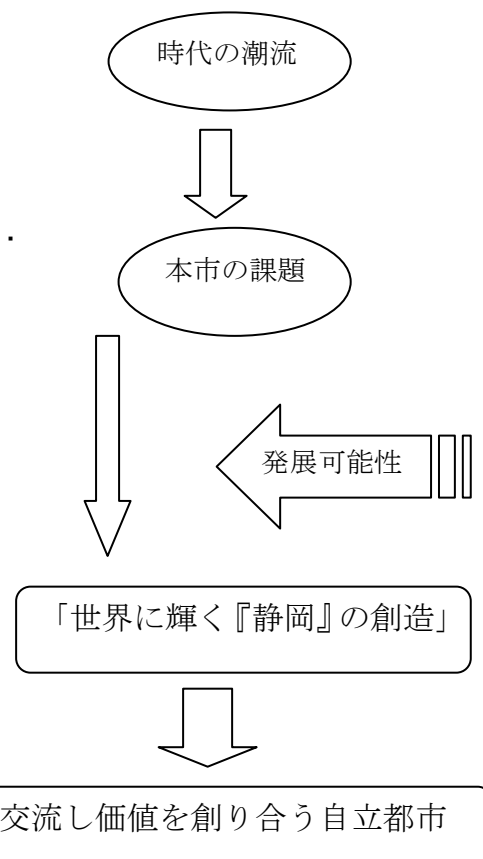
活発な交流の範囲を世界に向けて拡大していき、世界の中での存在感を示していきます。

★価値創造の水準の向上

豊かな自然、長い歴史と、それらに培われた文化や産業を磨き上げ、世界に通じる『静岡』ブランドを構築し、広く国内外に発信していきます。

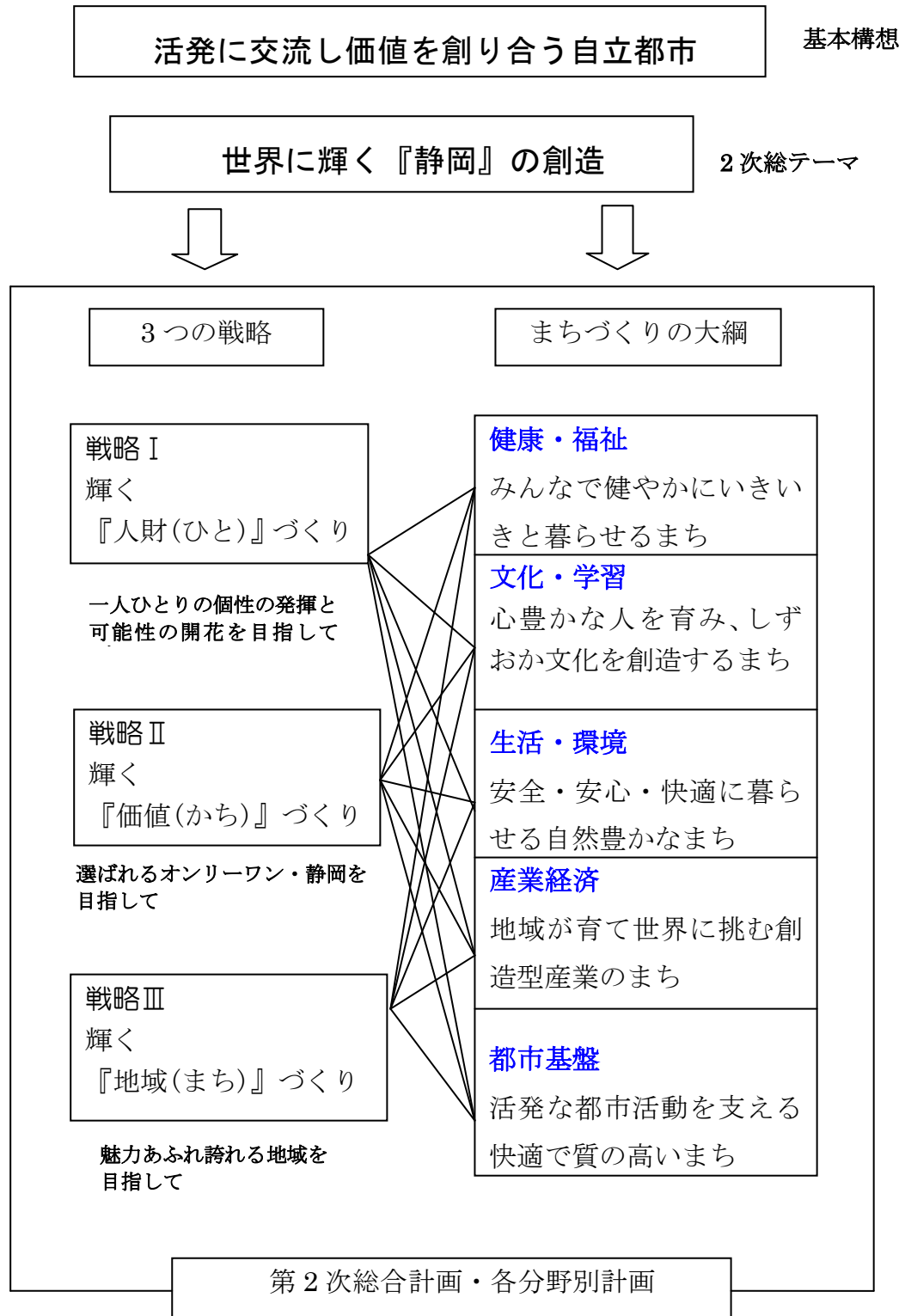
★自立都市の基盤の確立

一体化した新たな『静岡』の飛躍を目指し、世界とつながる「地方政府」の確立に向けた基盤を確立していきます。



「世界に輝く『静岡』の創造」のための3つの戦略

各分野別計画を、総合的かつ横断的に推進していくため、「3つの戦略」に即して再編成するもので、「世界に輝く『静岡』の創造」により、基本構想である本市の目指すまちの姿である「活発に交流し価値を創り合う自立都市」の実現を目指すものです。



戦略Ⅰ 輝く『人財(ひと)』づくり

～ 一人ひとりの個性の発揮と可能性の開花を目指して ～

世界に輝く『静岡』を創造していくためには、全ての市民が豊かな可能性を持つ存在として尊重され、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担う大切な財産(たから)であるとの認識のもと、健やかに暮らしていくことができる環境づくりが必要です。

そして、すべての市民やその団体が、それぞれの役割を担い、能力を高めあうことにより、可能性を開花させ、世界を視野に入れた交流や連携を深めていくことが重要となります。

そこで、静岡市は、輝く『人財(ひと)』づくりを進めます。

戦略Ⅰ—① 未来をひらく子どもプロジェクト

地域ぐるみ・社会総がかりで、総合的な子育て・子育て環境を整備することにより、子ども・若者が自ら社会性や自律性を培い、これからの地域社会を担っていけるよう子育て・子育てしやすいまちを目指します。

戦略Ⅰ—② 生涯健康プロジェクト

市民、団体、市が一体となって健康長寿のための活動を進め、市民が生涯を通じてそれぞれの役割を踏まえ生き生きと暮らせるまちを目指します。

戦略Ⅰ—③ 社会参加と自立のまちプロジェクト

高齢者、障害のある人、女性、外国人等の様々な人々の社会参加を進め、それぞれが自立し生涯を通じて豊かに暮らせるまちを目指します。

戦略Ⅱ 輝く『価値(かち)』づくり

～ 選ばれるオンリーワン・静岡を目指して ～

世界に輝く『静岡』を創造していくためには、豊かな自然や長い歴史に培われた文化や産業などの地域資源を活かし、磨き上げていくとともに、将来に継承していく環境づくりが必要です。

そして、新たな静岡文化の創造や産業の創出により、地域産業の高付加価値化や静岡ブランドの構築を進めるとともに、人類が直面する地球規模での課題に積極的に取り組むなど、都市としての品格を高め、それらを世界に発信していくことが重要となります。

そこで、静岡市は、輝く『価値(かち)』づくりを進めます。

戦略Ⅱ—① 地域産業ブランディングプロジェクト

本市の特色に培われた多彩で個性豊かな地域産業や地域資源等により、世界に通用するブランド構築を図るとともに、地域産業の高付加価値化を推進します。

戦略Ⅱ—② シティプロモーション推進プロジェクト

大交流時代が到来する中、本市の優れた自然や、長い歴史や市民に培われてきた文化、観光資源、集積した都市機能、イベント等の価値を磨き、国内外に本市の魅力を幅広く情報発信することにより、まちのイメージ向上と人々の交流や経済の交流を促進します。

戦略Ⅱ—③ 低炭素都市創造プロジェクト

日本を牽引する指定都市として、人類共通の喫緊の課題である地球温暖化対策に率先して取り組み、本市の特色を活かした低炭素都市の実現を図ります。

戦略Ⅲ 輝く『地域(まち)』づくり

～ 魅力あふれ誇れる地域を目指して ～

世界に輝く『静岡』を創造していくためには、市域を構成する各地域の多様な特性を伸ばしていくとともに、それらの連携を推進し、市全体の総合的な魅力を高めていくことが必要です。

そして、豊かな自然や美しい景観を保全し、ゆとりや安らぎを創出することにより、世界の人々からも憧れられ、誰もが住みたくなり、訪れたいくなる地域を創造していくことが重要となります。

そこで、静岡市は、輝く『地域(まち)』づくりを進めます。

戦略Ⅲ—① 活力と交流のネットワークシティプロジェクト

都心、副都心等の特色に応じた整備と、それらの交流・連携やアクセスの利便性向上を図り、高次都市機能がコンパクトに集積した質の高い都市空間の形成を目指します。

戦略Ⅲ—② 市民が誇れる美しいまちプロジェクト

市民、団体、市の協働により、ごみの減量や清流の保全、市街地の緑化、文化的景観の保全と形成などを通して、市民の誰もが誇れる美しいまちの創造を目指します。

戦略Ⅲ—③ 魅力あふれる中山間地活性化プロジェクト

都市部と農山村部が共生する新しいタイプの指定都市として、おいしい水や豊かな緑を守り育み、都市活動を支えている中山間地域の魅力を活かした活性化を目指します。

第3部

1 計画の主要フレーム

①計画の概要

【計画の性格】

この基本計画は、平成16年に策定した「静岡市基本構想」に基づく第1次総合計画が平成21年度で完了し、策定後の財政状況や社会情勢の変化、大規模社会資本の整備の進展に対応するため策定するものです。

基本構想に掲げる概ね平成27年における「目指すまちの姿」である「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を実現するための政策の体系を明らかにします。

【計画の区域】

この計画の対象となる区域は、基本的には静岡市という行政区域ですが、圏域の中核を担う指定都市として、第1次総合計画期間内でも実現した広域行政の展開や静岡都市圏の将来を展望して、より幅の広い広域的な視点に立って計画を推進します。

【計画の期間】

この計画の期間は、静岡市基本構想の計画期間のうち平成22年度から平成26年度までの5年間です。

【計画の構成】

第2次静岡市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

総合計画の体系

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
基本構想	← 基本構想 →									
基本計画	← 第1次基本計画 →					← 第2次基本計画 →				
実施計画	← 第1期実施計画 →		← 第2期実施計画 →			← 実施計画 →		← 実施計画 →		← 実施計画 →

← 第1次静岡市総合計画 → ← 第2次静岡市総合計画 →

②人口フレーム

基本計画を推進していくに当たっては、静岡市を取りまく基礎的な条件についての確な見通しを立てておく必要があります。そこで、静岡市の人口フレームを次のとおり設定します。

【総人口】

平成27年における静岡市の推計人口 70万2千人

我が国の総人口が減少に転じている中、静岡市の総人口は、国よりも人口のピークが早くおとずれ、平成2年をピークに減少に転じており、平成27年（2015年）には70万2千人、平成32年（2020年）には70万人を下回り68万1千人となることが見込まれます。

また、平成27年における世帯数、一般世帯の平均世帯人員は、それぞれ27万8千世帯、2.48人になる見込みであり、平成17年と比較すると約7千世帯が増える一方で、世帯人員は0.15人減となり、一層核家族化が進行することが予測されます。

なお、この推計は、人口推計の最も一般的な手法であるコーホート要因法を用いて、客観的に今後の見込みを推計したものであり、今後の政策等による人口の変動、例えば、特定の団地開発による人口増加などの要因を考慮した目標人口ではありません。

人口

(単位:人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
旧静岡市	472,196	474,092	469,695	700,886	—	—	—
旧清水市	241,523	240,174	236,818	—	—	—	—
旧蒲原町	14,688	14,040	13,454	12,837	—	—	—
旧由比町	10,893	10,368	10,013	9,600	—	—	—
静岡市	739,300	738,674	729,980	723,323	716,000	702,000	681,000
対前年増減比率	100.3%	99.9%	98.8%	99.1%	99.0%	98.0%	97.0%
対平成17年増減比率				100.0%	99.0%	97.1%	94.1%

(単位:千人)

国	123,611	125,570	126,926	127,768	127,176	125,430	122,735
静岡県	3,671	3,738	3,767	3,792	3,771	3,712	3,623

平成2年を基準とした人口増減率の推移(国、静岡県との比較)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
静岡市	100.0%	99.9%	98.7%	97.8%	96.8%	95.0%	92.1%
国	100.0%	101.6%	102.7%	103.4%	102.9%	101.5%	99.3%
静岡県	100.0%	101.8%	102.6%	103.3%	102.7%	101.1%	98.7%

資料:平成17年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

(注) 平成 17 年以前の静岡市の人口は、旧静岡市、旧清水市及び旧蒲原町の人口に平成 20 年 11 月 1 日合併した旧由比町の人口を合算したものとし、平成 22 年以降はその人口を基にした推計値。

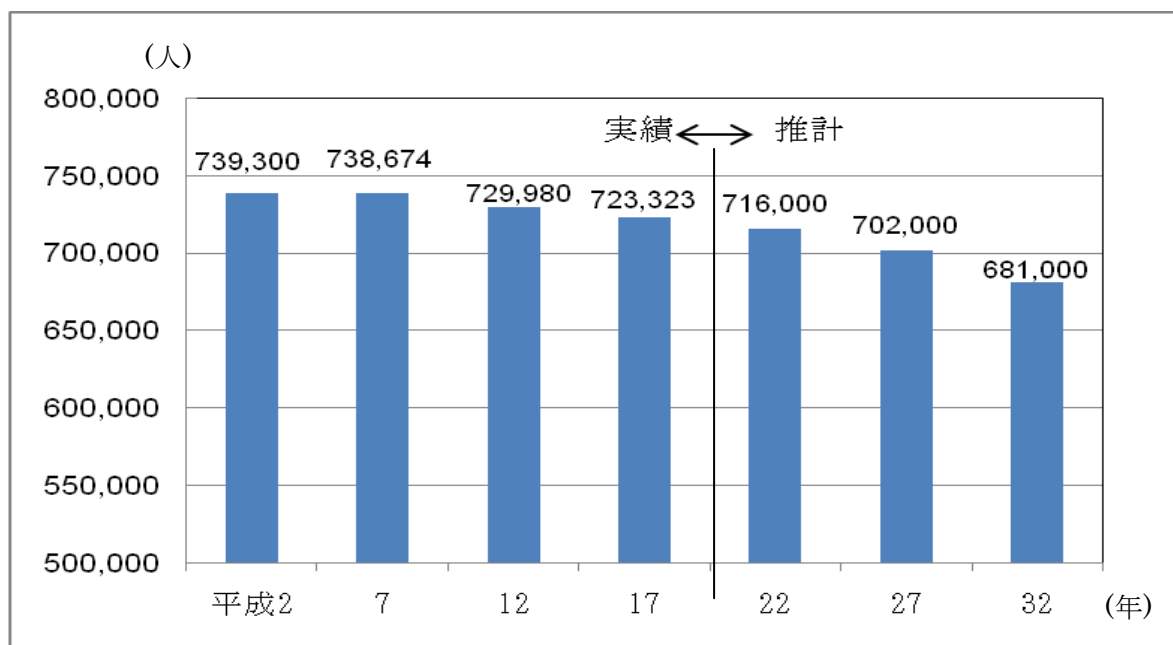
世帯数・平均世帯人員

(単位: 世帯、人)

項目	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総世帯数	237,361	252,464	261,652	271,284	277,000	278,000	276,000
一般世帯数	236,884	252,163	260,963	270,615	276,320	277,250	275,190
その他の世帯	477	301	689	670	680	750	810
一般世帯	3.09	2.90	2.76	2.63	2.55	2.48	2.42

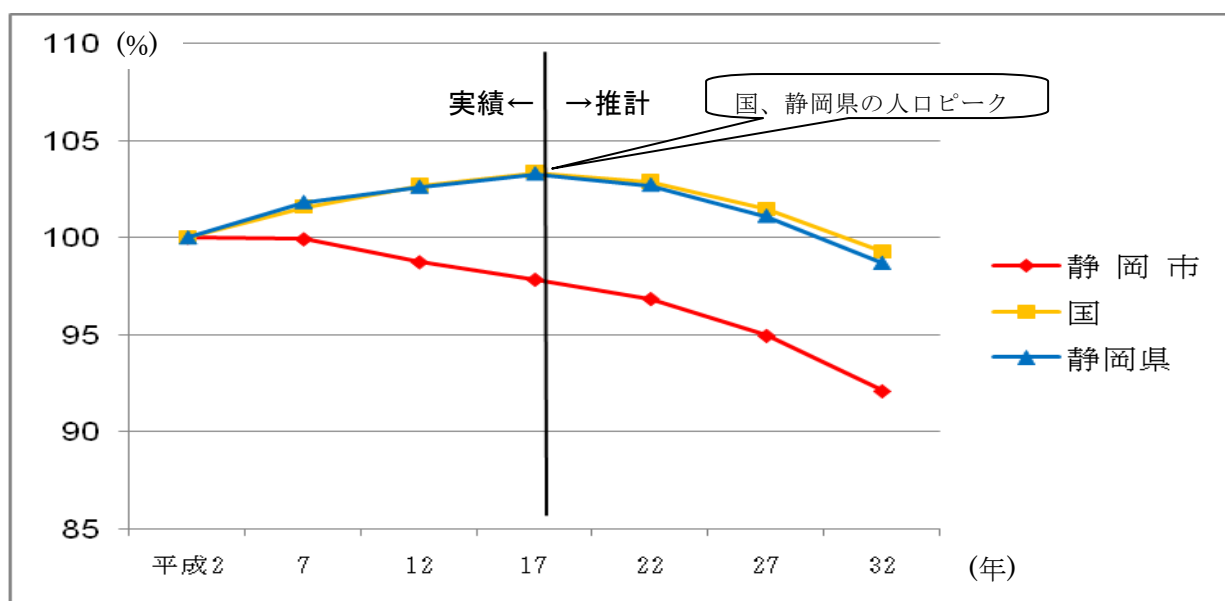
資料: 平成 17 年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

静岡市の将来推計人口



資料: 平成 17 年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

平成 2 年を基準とした人口増減率の推移(国、静岡県、静岡市)

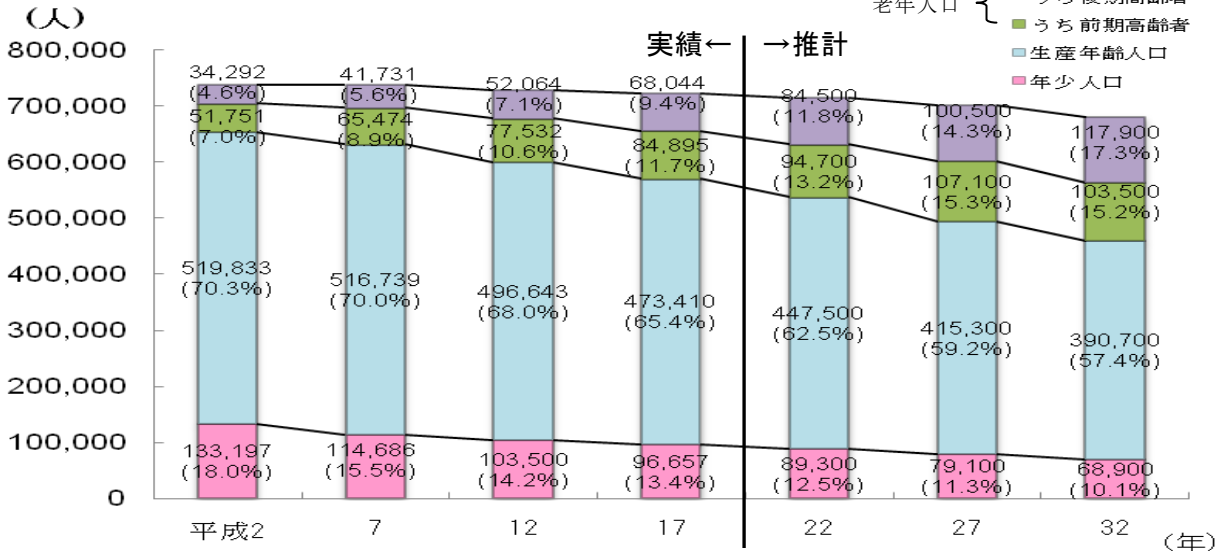


資料: 平成 17 年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

【年齢3区分別人口】

平成27年における年齢階級別の人口は、年少人口（15歳未満）が約7万9千人に、生産年齢人口（15～64歳）が約41万5千人に、老年人口（65歳以上）は20万8千人になる見込みであり、平成17年と比較するとそれぞれ約1万8千人の減、約5万8千人の減、約5万5千人の増となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：平成17年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

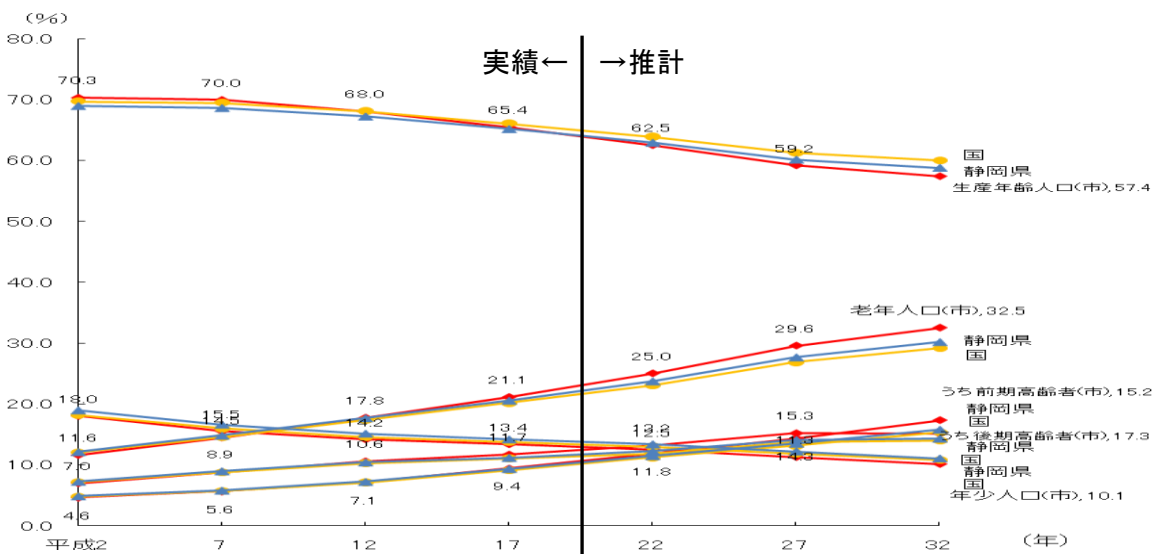
構成比は小数点第2位を四捨五入のため、合計が100%にならない場合もある。

平成17年までの年齢不詳人口は、総数に含み区分別人口には含まない。

なかでも生産年齢人口は、国や県を上回る水準で、急激に減少することが見込まれ、総人口に対する割合が平成17年に65.4%だったものが平成27年に59.2%まで減少し、産業への影響は避けられず、さらには、税収入の減少、市民の消費行動の変化、産業構造の変化などにも影響するものと予想されます。

また、老年人口のなかでも、特に後期高齢者人口の急激な増加は、医療、福祉、年金といった今後の社会保障をめぐる問題や都市基盤整備等まちづくりの在り方にも影響するものと考えられます。

年齢階層別人口比率の推移(国・静岡県・静岡市)



資料：平成17年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

構成比は小数点第2位を四捨五入のため、合計が100%にならない場合もある。

【産業別就業人口】

産業別では、第1次産業及び第2次産業は後継者不足、産業構造の転換、生産性の向上などにより減少を続け、平成27年には産業構造の割合にしてそれぞれ2.6%、24.4%になる見込みです。一方、第3次産業は都市型産業の集積などにより、73.0%まで増加することが見込まれます。

産業別就業人口の推移

(単位:人)

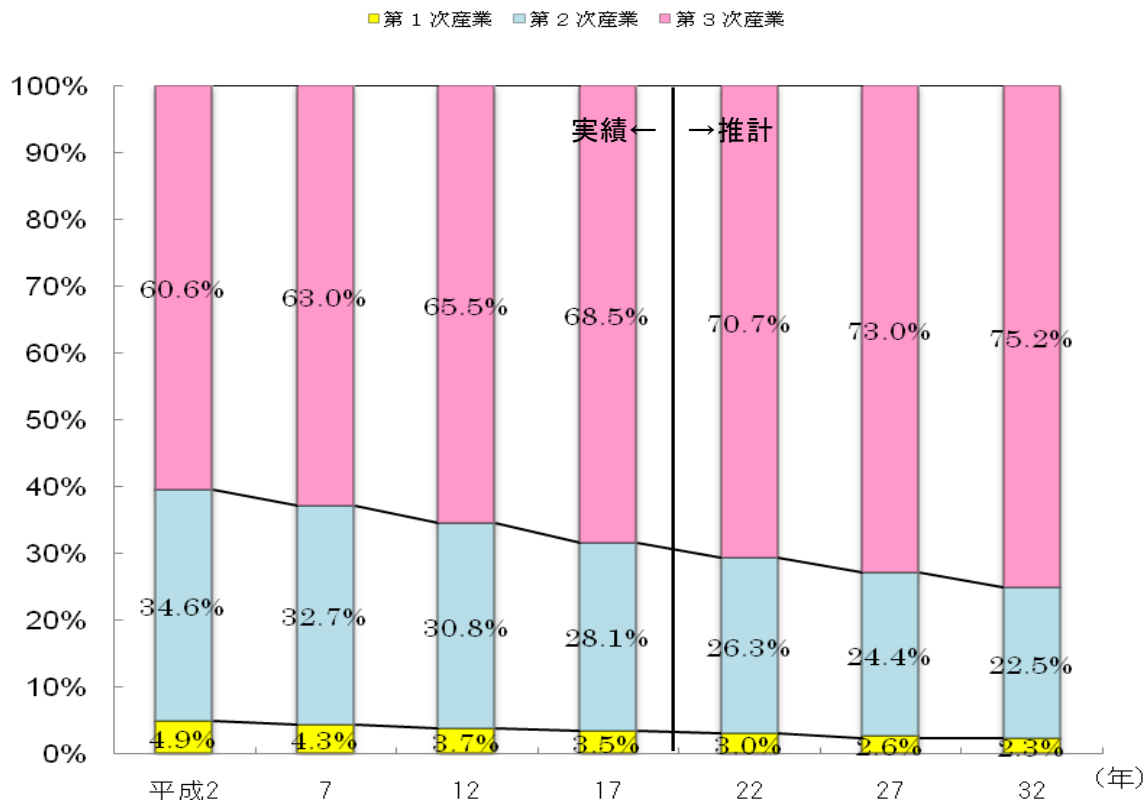
項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
第1次産業	19,019	17,134	14,201	12,888	10,700	9,000	7,500
第2次産業	135,009	130,718	118,734	104,601	94,200	83,100	72,900
第3次産業	236,702	251,441	252,386	255,212	253,100	248,900	243,600
計	390,730	399,293	385,321	372,701	358,000	341,000	324,000

産業構造の推移

(単位:%)

項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
第1次産業	4.9%	4.3%	3.7%	3.5%	3.0%	2.6%	2.3%
第2次産業	34.6%	32.7%	30.8%	28.1%	26.3%	24.4%	22.5%
第3次産業	60.6%	63.0%	65.5%	68.5%	70.7%	73.0%	75.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:平成17年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計



資料:平成17年までは総務省「国勢調査」、以降は静岡市経営企画課推計

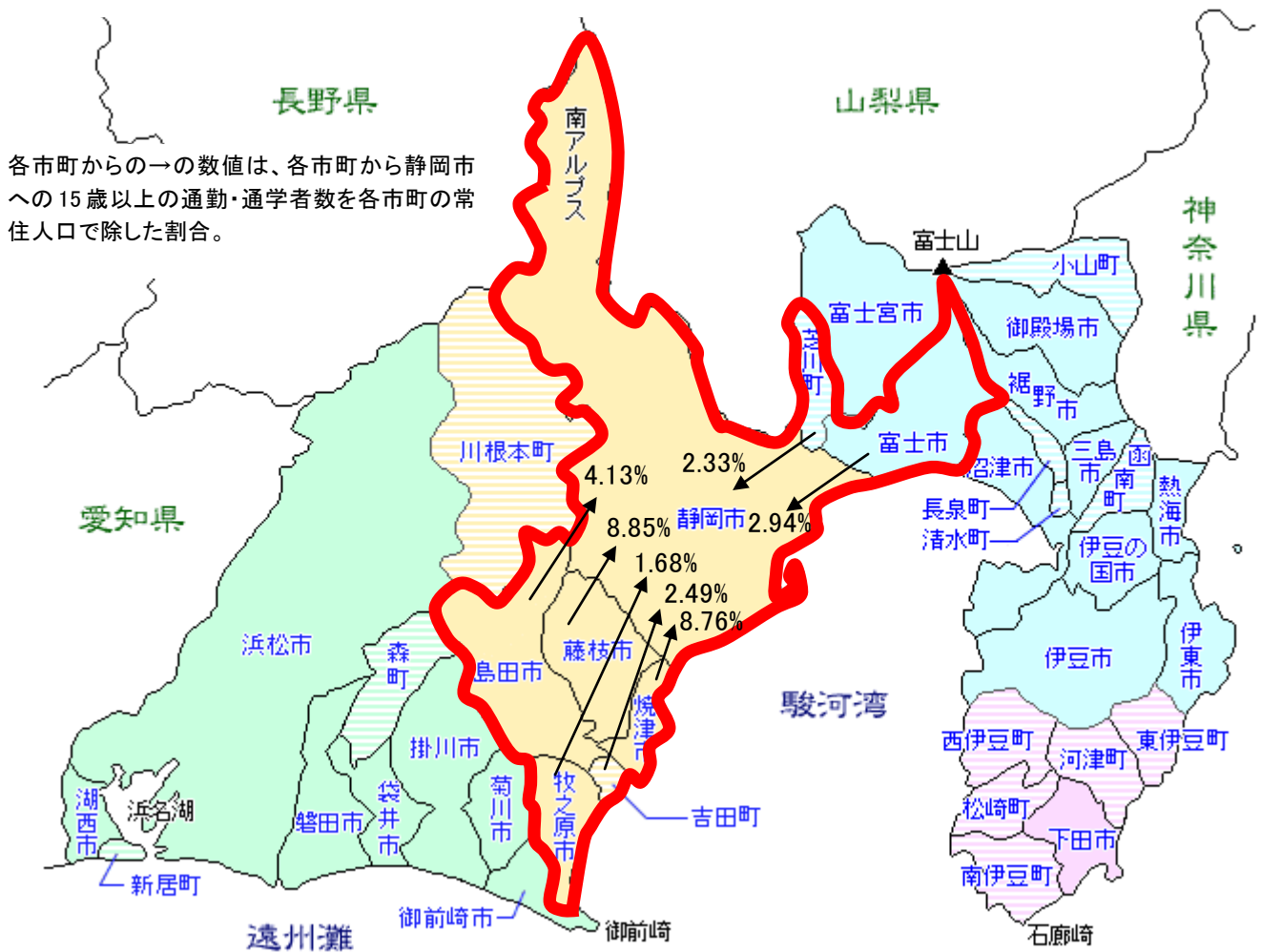
【静岡都市圏の構成】

都市圏は、核となる都市及びその影響を受ける地域をまとめた地域の集合体であり、行政区分を越えた広域的な社会・経済的つながりを持った地域区分であります。

総務省による都市圏の定義では、中心となる市が指定都市の場合、その地域の集合体を大都市圏と区分しています。

平成 17 年度の指定都市移行に伴い設定された「静岡大都市圏」は、周辺 5 市 2 町を含めた地域がその圏域となります。平成 17 年の国勢調査の数値を基にした「静岡大都市圏」の人口は約 145 万 2 千人となります。

静岡大都市圏(6市2町) (通勤・通学圏)



大都市圏の定義(総務省統計局「国勢調査」)

大都市圏の中心市は東京都特別区部及び政令指定都市。

周辺市町は、中心市(静岡市)への15歳以上の通勤・通学者が当該市町の常住人口の1.5%以上あり、かつ中心市と接続している市町。

資料:平成17年の総務省「国勢調査」を基に、その後の合併による市町の再編を踏まえ、静岡市経営企画課で算出。

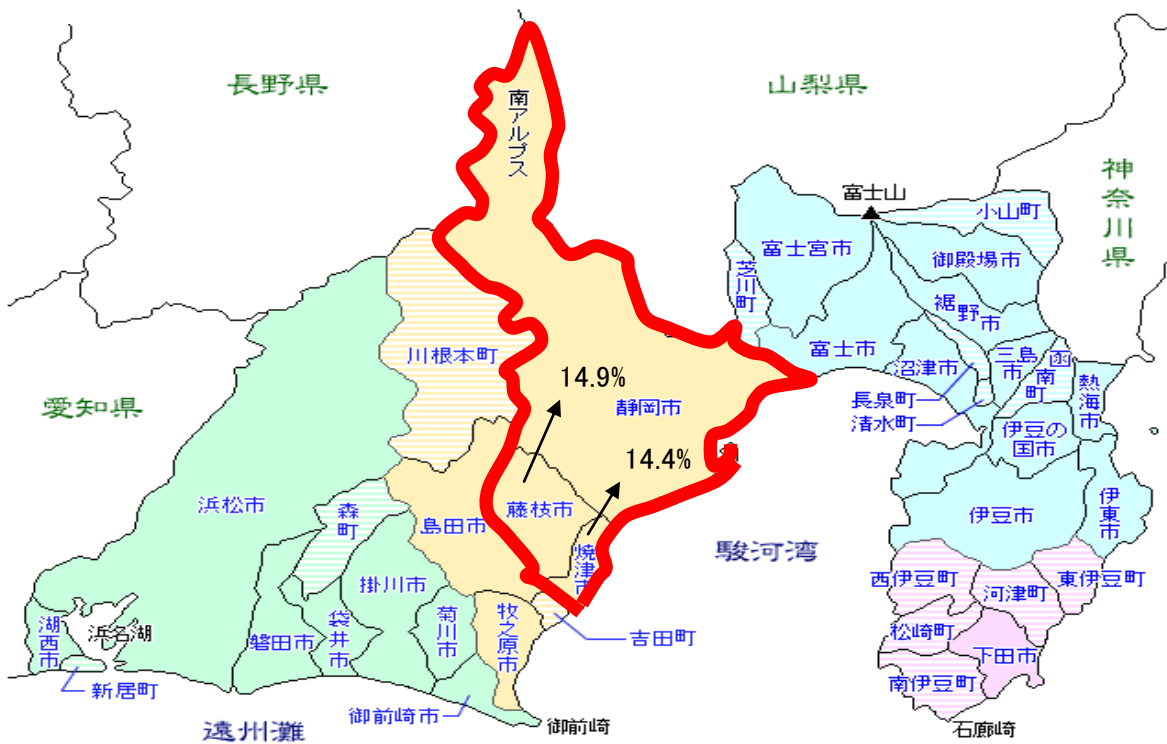
静岡商圏



商圏: 消費需要(購買力)の 5%以上を吸引している地域をいい、顧客吸引力が及ぶ範囲

資料: 平成 19 年の静岡県「静岡県の消費動向」による静岡商圏を基に静岡市経営企画課が作成。

都市雇用圏(10%通勤圏)



都市雇用圏: 通勤者のうち 10%以上が静岡市に通っている市町。

資料: 平成 17 年の総務省「国勢調査」を基に、その後の合併による市町の再編を踏まえ、静岡市経営企画課で作成。

2 土地利用構想

①都市空間計画

【都市空間形成の基本的考え方】

(1) 自然環境との共生都市の形成

本市の豊かな自然環境や歴史文化などの資源は、だれもがゆとりある暮らしや価値ある人生を実感できる自立した都市を形成していくうえで重要な基盤となっています。

一方、地球環境問題が深刻化する中、生存環境を持続させうる経済の成長と資源循環型の社会システムの構築が大きな課題となっています。

このため、新たな自然的環境の創出も含め、自然環境と共生した都市空間づくりを積極的に促進し、環境に調和した持続的発展と資源循環型の都市形成を目指します。

(2) 多核連携型都市形成とネットワーク化

本市に求められている高度で快適な都市機能を確保するためには、静岡、清水の2つの都心と東静岡副都心が特性に応じて都市機能を分担し、都市の個性の発揮とその相乗効果による都市活力を創出するとともに、都心部の機能を補完し暮らしの拠点となる草薙駅周辺地区、安倍川駅周辺地区、駿河区役所周辺地区の地域拠点や日常生活に必要なサービス機能が集積・充実する生活拠点を整備し、それらを交通や情報通信ネットワークで結んだ多核連携型の都市を形成していく必要があります。

このような、多核連携型都市の形成により都市全体の総合力の向上を図り、高度で充実した機能を享受できる都市の形成を目指します。

(3) 周辺都市との機能連携強化及び広域ネットワークの充実

本市は、県都として、また、人口100万を超える静岡都市圏の中心都市としてリーダーシップを発揮していくとともに、周辺都市との連携を強化していくことが求められています。

このため、静岡都市圏の交通網などの整備により連携基盤の充実した都市空間形成を図っていきます。また、広域高速道路網や高度情報通信基盤の充実、静岡空港の開港は、交流機会の拡大をもたらすことになり、交流相手としての都市の魅力づくりが大きな課題となります。

そこで、自然や歴史文化に支えられた本市の地域資源の活用と発掘による個性ある環境づくりを促進するとともに、伝統文化に先端技術などを付加した高付加価値産業の創造を促進する都市形成を目指します。

【都市空間連携軸の形成】

(1) 広域都市環状軸

周辺都市との連絡をさらに強化し、広域間の交通渋滞の解消や広域交通としてのすぐれた走行性を確保するため、高規格幹線道路や都市計画道路、公共交通などによる広域都市環状軸の形成を促進します。

(2) 多核機能連携軸

都心、副都心、地域拠点間における機能連絡を強化するため、都市計画道路や公共交通などによる多核機能連携軸の形成を促進します。

(3) 東西発展軸

多核機能連携軸の補完と東西の交流の機能強化のため、都市計画道路や公共交通などによる東西軸の形成を促進します。

(4) 南北発展軸

山間地や海岸部と市街地の連携強化及び拠点地相互の連携強化のため、主要地方道や都市計画道路などによる南北軸の形成を促進します。

(5) 市街地放射状軸

都心部と拠点地の連携強化のため、都市計画道路などによる連携軸の形成を促進します。

(6) 市街地環状軸

市街地周辺部などに計画的に整備された都市拠点の中心部と拠点地の連携強化のため、都市計画道路などによる連携軸の形成を促進します。

②土地利用計画

※国土利用法第8条第3項の規定に基づき、平成17年3月に議決された国土利用計画(第一次静岡市計画)より土地利用に関する基本的な考え方を抜粋

1 基本方針

土地は限られた資源であり、生物の生息の基礎を成すものであるとともに、地域の発展や豊かな市民生活を形成する上での基盤でもあります。

本市は平成17年4月に、最大の自治権を有する指定都市へと移行します。そして、市内及び周辺では、将来の都市構造や土地利用に大きな影響を与えることになる新東名高速道路や中部横断自動車道などの大規模社会資本の整備もすすみ、大きく躍進する機会を迎えています。

今後の土地利用に当たっては、土地の根幹的な役割を踏まえつつ、本市の「目指すまちの姿」である「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を実現していくため、次のような基本的視点に立ち計画的かつ総合的にすすめていくものとします。

(1) 活発な交流を育む土地利用

ヒト、モノ、カネ、情報等の交流により新しい価値を生み出す環境づくりとして、次の視点からの土地利用を推進します。

① 多様で豊かな地域資源を活かした土地利用の推進

本市は、南アルプスから駿河湾までの広大な市域を有し、多様で豊かな自然資源や城下町、宿場町、港町としての歴史資源など、個性ある地域資源が存在します。

活発な交流を創出していくためには、これらの地域固有の貴重な資源を活用していくことが求められています。

このため、地域資源の再評価とともに、状況に応じた整備、開発及び保全をはかるなど、その魅力を一層高めていくための土地利用を推進します。

② 優れた地勢を活かした土地利用の推進

本市は、古くから国土上の拠点に位置し、その機能を発揮してきました。今後、静岡空港や清水港等の整備により、国内はもとより、環太平洋地域や東アジアなどとのネットワークも強化され、交流のための基礎的条件は格段に向上していくことになります。

このため、国際的な視点から新たな知的産業の集積や地域産業の高度化、高付加価値化のための拠点整備など、交流拠点としての優位性を活かした効果的な土地利用を推進します。

③ 交流の基盤となる交通・情報体系の構築

本市は、静岡都市圏の中心都市として周辺市町と緊密な連携をはかっていくことが求められています。また、新東名高速道路や中部横断自動車道の広域交流基盤の充実を契機とし、それらと効果的に結ばれた交通ネットワークの形成も必要となります。

このため、陸・海・空が一体となった総合交通体系の確立や高度情報通信基盤の整備など、静岡都市圏内外との多彩で活発な交流を支えるための基盤となる土地利用を推進します。

(2) 分散型・自立型社会システムを構築するための土地利用

本市の多様で豊かな社会資源や、我が国の交流拠点としての地理的位置などの基礎的条件を活かした自立したまちづくりとして、次の視点からの土地利用を推進します。

① 市民が安心して暮らせる都市基盤の形成

東海地震や集中豪雨などへの対応も含め、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりをすすめていくことは、まちづくりにおいて最も優先すべき課題です。

このため、地震、豪雨などによる自然災害や都市型災害対策の充実、さらに、公園緑地などのゆとり空間の確保をはかるとともに、まち全体のユニバーサルデザイン化を促進するなど、災害に強くだれにでもやさしい安全で安心して暮らせる環境づくりとしての土地利用を推進します。

② 持続的発展の可能な環境調和都市の形成

自立型社会システムのひとつとして、地域で資源が循環していく仕組みを確立していくことが重要な課題となります。また、南アルプス、大井川、安倍川、藁科川、興津川をはじめとする豊かな自然資源は、市民及び多くの人々の共有財産として、さらに、生物の共生の場として未来へ継承していくことが求められます。

このため、省資源・省エネルギー対応の環境低負荷型都市への転換や自然資源の保全及び新たな自然的環境の創出により、豊かな水とみどりあふれる環境づくりをすすめるなど、自然環境と都市機能が調和した持続的発展が可能な土地利用を推進します。

③ 完結性のある生活圏の形成

経済的にも文化的にも強固で自立した静岡都市圏を築いていくためには、圏域内市町との機能連携及び中心都市としての高度な機能発揮や風格のある環境、さらに、地域生産地域消費等の経済の圏域内循環システムの構築が求められます。

このため、圏域内主要道路のネットワーク形成や生活圏域としての活動拠点の形成および質の高い都市景観形成、高度な都市機能の集積、さらに、農林水産業の生産地としての土地利用の確保をはかるなど、圏域市町間で調整しつつ、完結性のある生活圏形成に向けた土地利用を推進します。

(3) 交流拠点と連携軸の強化

本市が、より拠点性のある大都市へと発展していくために、また、環境調和都市の姿を具体化していくためには、自然的に、都市的に、それぞれの特色ある複数の拠点が有機的にネットワークされた多核連携型の都市を形成し、持続的発展のための都市構造の骨格を確立していくことが求められます。

このため、各地区の自然的または都市的要素としてのすぐれた特性を活かした交流拠点整備をすすめるとともに、それらをネットワークする東西、南北、環状の都市機能連携軸及び水、みどり、風、生物などの自然環境連携軸の強化をはかるなど、都市全体としての総合力を高めながら市域全体が調和して一体的に発展していくための土地利用を推進します。

(4) 市民の主体的な参加と協働で支える土地利用

何よりも「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を実現していくためには、地域住民が主体となり、創意と工夫に満ちた地域整備や環境保全活動等を展開していくことが求められます。

このため、市民の主体的な参加と協働によるまちづくりを積極的に促進します。

2 土地利用の基本方向

(1) 農用地

海岸部・都市近郊の地形、気象条件を活かした土地集約農業などの特色ある農業の振興や、高品質農産物の生産を促進するとともに、消費者指向に対応した、より付加価値の高い農産物の生産、加工および地域生産地域消費を促進するため、必要な農用地の確保と関連施設等の整備を推進します。

また、農用地は農業生産活動の場としてだけでなく、水源かん養や洪水調整機能、斜面崩壊防止、さらに、良好な景観形成要素及びグリーン・ツーリズム等に対応した交流の場などとして総合的に評価し、その保全と活用をはかります。

(2) 森林

木材生産等の経済的機能及び水源かん養、山地災害防止、保健休養、自然環境の保全等の森林が有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮できるように、必要な森林の維持・保全や整備をすすめます。

(3) 原野

本市における原野は、現在低未利用地と推測されることから、今後、その増加を抑制していくとともに、総合的な環境保全や土地の有効利用対策を推進します。

(4) 水面・河川・水路

水面については、ダム湖等の公益的機能の維持につとめるとともに、レクリエーションの場などとして周辺の環境と一体的に有効利用をはかります。

河川については、洪水等の水害防止や水質の保全をはかるため、必要な用地を確保し、改修や調整池の整備等をすすめます。また、貴重なオープンスペース及びレクリエーションの場でもある河川等については、景観形成や河川敷空間の親水性の確保をはかっていきます。

水路については、農業生産の向上をはかるため、農用地と一体的に必要な用地を確保し

て整備をすすめます。

水面・河川・水路の整備に当たっては、周辺の自然環境などとの一体性及び生態系の保全に配慮してすすめます。

(5) 道 路

一般道路については、広域圏間の交流基盤となる新東名高速道路や中部横断自動車道等の国土レベルの骨格的道路や、静岡都市圏及び市内の都市活動の円滑化や拠点間のネットワーク化に貢献する幹線道路を体系的に整備するために必要な用地や、その他の身近な生活道路や自転車・歩行者道等を計画的かつ効果的に整備するために必要な用地を確保します。

一般道路の整備に当たっては、交通処理機能のほか、災害時における避難救援活動機能や良好な景観形成など、地域の状況に応じた機能の確保等に配慮します。さらに、駅周辺などの多様な人々が活動する拠点地区においては、ユニバーサルデザインを積極的に導入した人優先の環境づくりをすすめます。また、陸と海と空の交通のネットワーク化と公共交通の利便性の向上をはかるため、効果的な道路網の整備や適切な道路構造にも配慮するなど、都市総合交通体系の確立を目指します。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理と公益的機能の増進、さらに、集落地一帯の生活環境の改善及び地域の活力向上を目指し、必要な用地を確保し、整備をすすめます。整備に当たっては、面的農地整備などとの連携や周辺の自然環境などとの調和及び地域の資源を活用した観光・レクリエーション活動との関係にも配慮していきます。

(6) 宅 地

① 住宅地

本市では、総人口の減少が予想されるものの、核家族化の進行等により世帯数は当分の間増加していくものと推測されます。また、少子高齢化による人口構造の変化等にとともに、居住形態の多様化が進展すると考えられます。

このような新たな住宅地の需要及び居住スタイルの変化に対応した質の高い住宅地を形成していくため、無秩序な市街地の拡大を防止しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存住宅地の再生をはかっていきます。

住宅地の整備に当たっては、東海地震等の自然災害や都市型災害等に備えた安全性の確保に配慮しつつ、歴史的・文化的資産及び自然環境を活かした住宅地の形成につとめます。また、福祉、教育などの居住支援施策との連携や良好なコミュニティの形成などにも十分配慮し、総合的に居住地としての整備をすすめます。

中心市街地においては、利便性の高さや社会資本の集積を活かした都市型住宅地として環境整備をすすめ、都心居住を促進します。また、中山間地域等では集落環境の整備とともに、自然環境と共生した居住指向への対応などもはかっていきます。

② 工業用地

既存工業地の効率的土地利用により、分散する工場等の集団化を促進するとともに、今後一層充実していく広域交通条件や多様で高度な産業が立地する特異性を活かし、地域産業の高度化、高付加価値化を促進します。

新たな工業用地の確保に当たっては、既存工業地との連携や全体の土地利用及び交通体系を踏まえた効果的な配置を誘導するとともに、周辺環境との調和、自然環境や生活環境の保全等に配慮します。

③ その他の宅地

事務所・店舗等の商業業務施設用地については、人口 100 万を超える静岡都市圏の中心都市としてふさわしい、ジェイアールの静岡駅、清水駅、東静岡駅を中心とする 3 つの都市核が連携した高度な商業業務機能の発揮を目指し、また、日常の生活拠点となる各地区に分散する商業地の機能向上をはかるため、適正な配置に配慮しながら必要な用地を確保します。都市核の形成に当たっては、それぞれが補完し合う商業業務機能を強化していくとともに、その特徴を活かした交流機能の充実などにより機能の複合化をはかり、活力と賑わいのある拠点を形成します。

流通・研究開発施設用地については、既存流通センターや地域産業との連携に配慮しながら、広域交通体系の整備にともない向上する施設立地のポテンシャルを活かした、新たな拠点の形成を計画的に誘導します。

港湾施設用地については、清水港の国際貿易港としての物流拠点機能の向上と水辺環境を活かした交流拠点としての機能向上をはかるため、港湾全体及び背後の市街地などとの機能連携に配慮しながら、必要な用地を確保します。

観光関連施設用地については、観光・交流産業の高度化を目指し、多様な視点から観光資源の再評価を行い、新たな観光拠点の整備や既存観光地の環境改善をすすめるため、必要な用地を確保します。

(7) その他

文教、厚生福祉、公園緑地等の公共・公益施設及びスポーツ・レクリエーション施設用地については、災害時における避難地、防災拠点としての役割や周辺環境との調和及び省エネルギー等に配慮しながら、既存施設の再利用も含め、効果的な配置をはかるために必要な用地を確保します。

文化遺産や歴史的な神社仏閣等については、地域固有の財産として保全し、継承していくとともに、観光資源や市民の身近なやすらぎの場、学習、交流の場として整備、充実をはかり、地域振興と個性ある地域、地区づくりや芸術文化の創造活動に活用していきます。

沿岸域は、高潮や津波などの防災対策の充実をはかるとともに、漁業、レジャー及び個性ある景観形成地域として保全していきます。また、海洋資源を活用した観光産業や水産業の高度化及び新たな産業の創造等を促進するための土地利用を推進します。

耕作放棄地や遊休地等の低未利用地については、土地の有効利用及び災害防止の面からも、新たな発生を防止していくとともに、地域の実情を踏まえながら、地域産業の活性化、高度化及び豊かな生活環境の形成に向けた活用を促進します。

3 計画の推進体制

総合計画の推進に当たっては、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが必要不可欠です。

そこで、市長のトップダウン政策を採り入れ、本市が重点的に取り組むべき政策の方向を打ち出すことを目的に設置されている政策形成会議において、本市の現状や環境変化を評価するとともに、政策課題と達成方法を整理することにより、翌年度の重要政策を決定します。

そして、政策の推進及び都市経営に関する重要な事項について、市長の意思決定に必要な協議と市組織内の総合調整を行う場としての経営会議において、この決定された重要政策に基づき、予算編成方針、組織のあり方・定員管理計画等を決定し、それぞれ、企画部門では実施計画の見直し作業を、組織・人事部門では機構・人事改正作業を、財政部門では予算編成作業を進めます。実施計画を見直す際には、行政評価により事業の適否を判断します。

このような作業を経て、最終的に、翌年度の本市経営方針及び施政方針を経営会議で決定するとともに、各局はこれらの方針に沿って、それぞれの経営方針（各局経営方針）を策定し、市経営を行っていきます。

※経営会議

市の効率的かつ効果的な経営を図るため、政策の推進及び都市経営に関する重要な事項について、迅速かつ戦略的に、市長の意思決定に必要な協議をし、並びに市の各局等間及び各独立機関間の総合的な調整を行うための会議。

（構成員）

市長、副市長、公営企業管理者、教育長、
経営企画局長、総務局長、財政局長

4月 各事業計画スタート(進行管理スタート)

